

新型コロナウイルス感染症

宿泊療養のしおり

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部

宿泊施設で療養される皆様へ

現在、新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加しています。

栃木県では、皆様の病状回復に向け、症状に対応したサポート体制を提供しており、重症者等に対する十分な医療提供体制の確保のため、症状がない方・医学的に症状の軽い方には、宿泊施設での療養をお願いしています。

皆様におかれましては、本日から当面の間、この宿泊施設で療養していただくことになります。療養中は建物から外出することはできません。また、外部の方との面会もできません。感染を広げないため、ご理解とご協力をお願いいたします。

スタッフ一同、皆様を支援して参りますので、生活上のお困りごとや健康上の心配事がございましたら、お気軽に事務局までお電話にてご連絡ください。

事務局 ○○○、○○○、○○○

※原則、毎日朝7時30分から夜7時までの受付となります。

なお、せきや発熱など体調不良の場合や緊急時には、ご遠慮なさらずに、いつでもご連絡ください。

また、ストレス等によるこころの不調についてのご相談も受け付けています。

宿泊療養中、皆様に安心・安全にお過ごしいただくため、以下の注意事項を遵守していただきますよう、お願いいたします。

《ご宿泊中の注意事項》

1 健康状況の報告（毎日の報告、緊急時）

- 毎日、朝7時30分、昼15時、夜19時に検温及び酸素飽和度測定を行い、「健康観察票」にご記入ください。

- 毎日、看護師が皆様と電話や LINE ビデオ通話にて、皆様の体調について、「健康観察票」の項目に沿ってお伺いさせていただきます。その際に、検温及び酸素飽和度測定の結果についてもお聞きするほか、酸素飽和度の測定を行っていただきます。
- 療養中、体調に変化がある場合（特に発熱の場合）には、夜間であっても、速やかに事務局〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

までお電話くださるよう、お願いいたします。常駐の看護師が症状を確認します。

2 ご宿泊に当たっての生活基本事項

- 生活全般について

自分のフロア以外への移動はできません。

建物の外に出ることはできません。

ただし、気分転換や運動不足解消のために廊下を散歩することや軽い運動をお勧めします。

他の療養者と会うこともありますが、周囲へのご配慮をお願いいたします。

なお、部屋を出る前と戻った後は、必ず、手指洗浄をしていただくとともに、部屋の外に出る際には、マスクを着用していただきますよう、お願いいたします。

- 面会について

療養中は、外部の方との面会はできません。

- お風呂・お手洗いについて

各部屋に設置されております。浴室の使用時間帯の制限はございませんが、深夜・早朝にご使用になる場合には、周囲へのご配慮をお願いいたします。

○ 清掃・洗濯

浴室やトイレを含め部屋内の清掃及び衣類等の洗濯は、自室にてご自身で行ってください。

○ 食事

毎食、次の時間に、事務局職員が、お弁当を食事置き場に置きます。連絡があったら取りに行ってください。(※不要でもお弁当をとっていただかないと安否が不明となります。食欲が無くともとるようお願いします。)

食事の時間の目安は以下のとおりです。

朝 8 : 00 昼 1 2 : 30 夜 1 8 : 30

お弁当を全部お召し上がりになる必要はありませんので、体調に応じ、ご飯の量を減らすなどして、健康管理にご留意ください。また、食中毒防止のため、お早めにお召し上がりいただくとともに、食べ残しは廃棄していただきますようお願いいたします。

○ ごみ

ごみは、ビニール袋に入れて、しっかり口を閉じ、専用のゴミ箱に入れて下さい。

○ Wi-Fi

施設内でご自由にご利用いただけます。

(ネットワーク名：○○○○○○○、パスワード：△△△△△△)

3 個人情報等の取り扱いについて

他の入所者や職員等の個人情報保護及び宿泊療養施設への風評被害を防止する観点から、宿泊療養施設に入所期間中のカメラ・携帯電話・スマートフォン・タブレット等による写真・動画の撮影及び録音は、禁止とさせていただきます。また、療養の状況等を SNS に投稿することもご遠慮願います。

4 その他の注意事項

○入所者の体調確認等のため、入所期間中におけるスタッフからの電話・LINE による連絡については、必ず応答してください。

- 健康状態の正確な確認が困難となる恐れがあることや、症状の悪化の恐れがあることから、飲酒・喫煙は厳禁です。
- 持病などにより服薬中のお薬がある方は、処方した医療機関の医師の指示に従って、ご自身で服薬等の管理を行ってください。入所期間中における服薬についての相談は、処方した医療機関の医師（かかりつけ医）に電話にてご相談ください。
- ご家族からの衣類などの差し入れは事務局でお預かりし、お渡しできるようにします。なお、嗜好品（酒・たばこ）やビン・缶はお受けできません。
- アメニティが廊下にありますのでそちらは無料でお使いいただけます。数にかぎりがありますので最小限とっていくようにして下さい。
- 療養中の紛失・盗難について、栃木県は一切責任を負いませんので、各自で厳重に管理をしていただくようお願いいたします。

5 ご退去時の手続

- 発症日から 10 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合（無症状の方は陽性にかかる検体採取日から 10 日間経過した場合）に、医師の確認を経てご自宅にお戻りいただくこととなります。ただし、症状に大きな変化がある場合には、必要に応じて入院していただく場合もございます。
- 宿泊料・食事代（3食）は、県が負担します。